

有料老人ホーム設置の手續に関する要綱

平成 18 年 6 月 9 日
京都府告示第 380 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）に基づく有料老人ホームの設置について、手續その他必要な事項を定めることにより、入居者の保護並びに良質なサービス提供及び適正な運営の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、法、老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号。以下「省令」という。）及び老人福祉法施行細則（平成 5 年京都府規則第 11 号。以下「細則」という。）で使用する用語の例による。

(事前協議)

第 3 条 有料老人ホームを設置しようとする者（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。）の登録を受けようとする者を除く。次条第 2 項及び第 4 項を除き、以下同じ。）（以下「設置予定者」という。）は、知事が別に定める有料老人ホームの設置運営に関する指針（以下「指針」という。）を踏まえて、あらかじめ有料老人ホーム設置事前協議書（別記第 1 号様式。以下「事前協議書」という。）の正本に副本 2 通を添えて知事に提出し、事前協議を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により事前協議書の提出があったときは、事前協議書の副本を設置予定地の市町村長に送付し、有料老人ホーム設置意見書（別記第 2 号様式）により当該施設の設置についての意見を求めるものとする。

3 知事は、事前協議書の内容について、指針への適合状況を審査するとともに、前項の意見書の提出があったときは、事前協議を完了し、設置予定者に対して有料老人ホーム設置事前協議完了済書（別記第 3 号様式）を交付するものとする。この場合において、事前協議書の内容が指針に適合していないと認めるとき又は前項の意見書に市町村長の意見が付されているときは、意見を付して交付するものとする。

(設置届等)

第 4 条 設置予定者は、前条の規定による事前協議が完了した場合は、有料老人ホーム設置届出書（細則別記第 26 号様式）を提出するものとする。

- 2 サービス付き高齢者向け住宅の登録を申請した設置予定者は、当該登録を受けるまでの間に限り、有料老人ホーム設置届出書（細則別記第 26 号様式）を提出することができる。
- 3 知事は、第 1 項の規定により提出された届出書の内容が事前協議を完了した時の内容と相違ないと認めるとき又は前項の規定により届出書が提出された場合において当該届出に係るサービス付き高齢者向け住宅が有料老人ホームに該当すると認めるときは、有料老人ホーム設置届出受理書（別記第 4 号様式）を交付するものとする。この場合において、当該届出書（サービス付き高齢者向け住宅に係るものを除く。）の内容が指針に適合していないと認めるときは、意見を付して交付するものとする。
- 4 有料老人ホーム設置届出書を提出していない設置予定者がサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた場合において、当該サービス付き高齢者向け住宅が有料老人ホームに該当することの確認を受けようとするときは、有料老人ホーム確認申出書（別記第 5 号様式）を知事に提出するものとする。
- 5 知事は、前項の規定により申出があった場合において、当該サービス付き高齢者向け住宅が有料老人ホームに該当すると認めるときは、有料老人ホーム確認通知書（別記第 6 号様式）を交付するものとする。

（開始報告）

第 5 条 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅に該当する有料老人ホームを除く。）の設置者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、速やかに、有料老人ホーム運営開始報告書（別記第 7 号様式）を知事に提出するものとする。

（変更届）

第 6 条 有料老人ホームの設置者は、法及び省令に定める届出事項のうち、次に掲げる事項を変更しようとするときは、第 3 条第 1 項の規定に準じてあらかじめ協議するものとする。

- (1) 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- (2) 入居定員及び居室数

2 知事は、前項各号に係る有料老人ホーム事業変更届出書（細則別記第 27 号様式）を受理したときは、有料老人ホーム変更届出受理書（別記第 8 号様式）を有料老人ホームの設置者に交付するものとする。

（情報の提供）

第 7 条 知事は、設置予定者から提出のあった有料老人ホーム設置届出書の届出事項について、ホームページ等を通じて、利用者への情報提供に努めるも

のとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 9 日から施行し、同日以後に行う事前協議、報告、変更の届出等の手続について適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 23 年 10 月 20 日から施行する。